

## 平成31年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月15日（金）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

##### 会議録署名議員の指定について

- 日程第28 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第24号 平成30年度一般会計補正予算（第9号）
- 日程第31 議案第15号 平成31年度遠軽町一般会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第32 議案第16号 平成31年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第33 議案第17号 平成31年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第34 議案第18号 平成31年度遠軽町介護保険特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第35 議案第19号 平成31年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第36 議案第20号 平成31年度遠軽町水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第37 議案第21号 平成31年度遠軽町下水道事業会計予算  
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第38 発委第1号 遠軽町議会傍聴規則の一部改正について
- 日程第39 意見案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度  
任用職員の待遇改善と雇用安定に関する意見書
- 日程第40 議員派遣について
- 

#### ◎出席議員（16名）

議長 16番 前田篤秀君	15番 今村則康君
1番 高橋義詔君	2番 稲場仁子君

3番	佐藤	登君	4番	秋元	直樹君
5番	一宮	龍彦君	6番	竹中	裕志君
7番	渡部	正騎君	8番	山谷	敬二君
9番	阿部	君枝君	10番	前島	英樹君
11番	佐藤	昇君	12番	山本	悟君
13番	黒坂	貴行君	14番	岩澤	武征君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

---

◎説明員

副町長	原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	地域拠点施設準備室長	斎藤隆雄君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	古賀伸次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聰君
地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君	水道課長	落合一実君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	会津靖朗君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	伯谷和昭君
丸瀬布総合支所産業課長	伊藤雅彦君	教育部長	大貫雅英君
総務課長	堀嶋英俊君	監査委員事務局長	奥山隆男君
選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君	農業委員会事務局長	河本伸二君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	岩井誠志君
事務局係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、阿部議員を指名します。

---

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第28 議案第22号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 議案第22号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第22号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度上武利地区給水施設配水池等増設工事（繰越）であります。

契約の方法は指名競争入札であります、契約金額は1億1,070万円であります。

契約の相手方は、遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英であります。

この工事につきましては、3月6日、株式会社渡辺組ほか7者により指名競争入札を行い、株式会社山口産商が1億1,070万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表、1番に記載をしておりますので御参照願います。

株式会社山口産商とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第22号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第29 議案第23号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 議案第23号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第23号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度上武利地区給水施設配水池等増設工事（電気設備）（繰越）であります。

契約の方法は指名競争入札であります、契約金額は7,214万4,000円であります。

契約の相手方は、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役金谷正一であります。

この工事につきましては、3月6日、株式会社工藤電機ほか5者により指名競争入札を行い、遠軽電機株式会社が7,214万4,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況（追加）の一覧表、2番に記載をしておりますので御参照願います。

遠軽電機株式会社とは同日仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、10月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第23号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第30 議案第24号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 議案第24号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君） 議案第24号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億6,808万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に2,500万円を追加し、総額を10億3,390万6,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に2,500万円を追加し、総額を29億6,488万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計161億1,808万1,000円に5,000万円を追加し、総額を161億6,808万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

7款商工費につきましては、1項商工費に5,000万円を追加し、総額を12億8,567万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計161億1,808万1,000円に5,000万円を追加し、総額を歳入歳出同額の161億6,808万1,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費につきましては、7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設整備事業5,000万円を翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加するものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、道の駅整備事業の限度額を10億7,250万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。10ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費5目観光施設費、道の駅遠軽森のオホーツク整備事業5,000万円につきましては、道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設実施設計業務委託料120万円、道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設整備工事4,880万円を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。8ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目商工費国庫補助金2,500万円につきましては、地方創生拠点整備交付金の追加です。

21款町債1項町債4目商工債2,500万円につきましては、道の駅整備事業債の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 齋藤地域拠点施設準備室長。

○地域拠点施設準備室長（斎藤隆雄君） 資料について御説明いたします。

国の交付金事業であります地方創生拠点整備交付金の補正に採択されましたので、追加補正するものでございます。

1ページ目は、道の駅遠軽森のオホーツク足湯施設整備工事の配置図でございまして、①が足湯施設でございます。木造1階建て、31平方メートルの建設工事でございます。配置的には、図面中央の道の駅本体の左側の平場スペースに建設する予定でございます。

2ページ目には、その施設を想定しました平面図で、中央に8人程度が入れる足湯槽を配備しているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

7款商工費、10ページから11ページ。

黒坂議員。

○13番（黒坂貴行君） 歳出でも歳入でもどちらでもよろしかったのですけれども、この事業はもちろん31年度の当初予算にも入っていましたし、今回こうやって出てきたのが繰り越しになってくるというのは、国庫支出金の絡みかなというふうには思っているの

ですけれども、この事業、半分が国庫支出金で、起債がその半分ということで、2,500万円ずつということで、繰り越されて31年度に実施されると。ということは、31年度の当初予算の5,000万円の取り扱いというのはどのようになるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君） この事業につきましては、議員おっしゃるとおり31年度の当初予算にも計上してございます。当初予算につきましては、次の定例会において補正減額をさせていただく予定となってございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） この足湯施設なのですけれども、図面があるのですけれども、建物がどういう建物なのかというのはちょっとわかりづらいのですけれども、例えば、足湯につかった状態で周りが見えるだとか、何かそんな工夫があるのか。全然窓もなく、みんなただ入っている人の顔を見つめ合うのか。どんな様子なのか、ちょっと知らせたいだけたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 斎藤地域拠点施設準備室長。

○地域拠点施設準備室長（斎藤隆雄君） 今、この図面に平面図を記載させてもらっております。この事業につきましては、設計のほうもつけさせてもらいまして、設計のほうでその辺の部分も詰めていきたいと。施設内ですので、まるっきり窓のない形にはならないかと思いますので、その辺の部分も設計の中で反映していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 周りを見渡したときにどんな景色が見えるのかちょっとよくわからないのですけれども、今言ったように、せつかくなので、外からも足湯だとわかるようになりますべきだと思いますし、足湯につかった人も周りが見えるような、そんな配慮をぜひお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 斎藤地域拠点施設準備室長。

○地域拠点施設準備室長（斎藤隆雄君） 今、議員のほうからありましたように、そういった部分を配慮した形で組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21款町債、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、第3表、地方債補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第24号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第31 議案第15号から日程第37 議案第21号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第31 議案第15号平成31年度遠軽町一般会計予算、日程第32 議案第16号平成31年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第33 議案第17号平成31年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第34 議案第18号平成31年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第35 議案第19号平成31年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第36 議案第20号平成31年度遠軽町水道事業会計予算、日程第37 議案第21号平成31年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件を一括して議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

竹中予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（竹中裕志君） 一登壇一

平成31年度遠軽町各会計予算に係る特別委員長報告。平成31年3月15日。

平成31年度遠軽町一般会計予算外6件につきましては、平成31年第2回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をしてまいりました。

審査に当たりましては、理事者を初め関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第15号平成31年度遠軽町一般会計予算から議案第21号平成31年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案7件を、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、3月7日、予算審査特別委員会設置、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任、理事の選任。3月11日、予算審査（一般会計）。3月12

日、予算審査（一般会計）。3月13日、予算審査（一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計）、委員会審査報告書のまとめ、委員会審査報告書の確認、採択を経たものであります。

最後に、口頭にて附帯する意見等をお伝えいたします。

一般会計予算について、7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク整備事業に関連して、今後の計画については、その状況に応じて、速やかに各常任委員会に説明していただきたい。

9款消防費1項消防費、防災対策事業、防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事に関連して、各所管における業務については、事務引き継ぎと横の連携を徹底して事務の遂行をしていただきたい。

以上、予算審査における意見について申し上げましたが、そのほかにも各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、その意を十分に理解いただき、今後の町政運営に生かしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成31年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案7件の採決をいたします。

採決は、上程の順により、各議案ごとに行います。

これより、議案第15号平成31年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成31年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成31年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成31年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成31年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成31年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成31年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### ◎日程第38 発委第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第38 発委第1号遠軽町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） 一登壇一

発委第1号遠軽町議会傍聴規則の一部改正について説明いたします。

提案理由は、個人情報保護の観点から、現行の傍聴人受付簿ではなく傍聴人受付票に改めるため、本規則を一部改正するもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会傍聴規則の一部を改正する規則でありまして、同規則の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町議会傍聴規則（抜粋）新旧対照表でありまして、第3条中「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票（別記様式）」に改めるものです。

附則の次に別記様式（第3条関係）、議会傍聴人受付票を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規則は、平成31年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、発委第1号遠軽町議会傍聴規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第39 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第39 意見案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の待遇改善と雇用安定に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 一登壇一

読み上げて提案といたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の待遇改善と雇用安定に関する意見書。

総務省調査によると、平成29年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ6.3万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。

しかし、正規職員と同様の働き方にも関わらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっています。地方自治体における正

規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方です。

こうした中、平成29年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。

新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置付けるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めていました。

よって、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望します。

1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

2、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備をはかること。

3、会計年度任用職員の待遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月15日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の待遇改善と雇用安定に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係行政庁に送付します。

---

#### ◎日程第40 議員派遣について

○議長（前田篤秀君） 日程第40 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思います。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣言

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成31年第2回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長

高田篤秀

署名議員

竹中裕志

署名議員

阿部君枝